

重要なお知らせ

違反対象物の公表制度

令和2年4月1日から施行

五所川原地区・鶴田地区・中泊地区の
重大な消防法令違反の建物を五所川原
地区消防事務組合のホームページに公
表する制度が始まります。



制度に係る背景

平成24年5月13日、広島県福山市の複数の消防法令違反があるホテルにおいて、死者7人、負傷者3人の被害を伴う火災が発生しました。

この火災を受け、消防法令違反がある建物の危険性に関する情報を利用者に提供するため、「**違反対象物の公表制度**」が全国で実施されています。

現在、すべての政令指定都市及び管轄人口20万人以上の消防本部では実施されており、五所川原地区消防事務組合では**令和2年4月1日から実施**することにしました。

公表の対象となる建物

飲食店、物品販売店、ホテルなど不特定多数の方が出入りする建物や一人で避難することが困難な方が利用する病院、社会福祉施設などの建物が対象となります。

公表の対象となる重大な消防法令違反

建物に設置義務がある消防用設備等のうち、**屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備**のいずれかが設置されていない建物が対象です。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

公表の内容

- ①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容

公表の時期

立入検査にて違反を確認し、関係者へ通知した日から14日が経過しても是正されていない場合には公表します。

公表制度の流れ



全国の公表制度の状況

総務省消防庁のホームページで全国の状況を確認できます。

総務省消防庁ホームページ

《<https://www.fdma.go.jp/relocation/publication/index.html>》

お問い合わせ先

消防本部予防課	0173-35-2020	北部中央消防署	0173-57-2370
五所川原消防署	0173-35-2019	市浦分署	0173-62-2119
金木分署	0173-53-2322	小泊分署	0173-64-2375
東分署	0173-29-2119	鶴田消防署	0173-22-2131

五所川原地区消防事務組合